

業務の状況：各種経営指標

■利益率

(単位：%)

	平成18年9月期		平成19年9月期	
	中間期末	中間期中平均	中間期末	中間期中平均
総資産経常利益率	0.19		0.26	
資本経常利益率	6.66		8.72	
総資産中間純利益率	0.10		0.10	
資本中間純利益率	3.66		3.40	

(注) 1. 総資産経常(中間純)利益率=経常(中間純)利益/総資産(除く支払承諾見返)平均残高×100×365/183
 2. 資本経常(中間純)利益率=経常(中間純)利益/純資産平均残高×100×365/183

■預貸率

(単位：%)

	平成18年9月期		平成19年9月期	
	中間期末	中間期中平均	中間期末	中間期中平均
国内業務部門	68.36	67.72	65.76	64.98
国際業務部門	—	—	—	—
合計	68.25	67.64	65.66	64.89

預貸率

預金残高(譲渡性預金を含む)に対する貸出金残高の比率のことで、預金が貸出に向けられる割合であり、銀行の資金ポジションを示す経営指標の一つであります。

■預証率

(単位：%)

	平成18年9月期		平成19年9月期	
	中間期末	中間期中平均	中間期末	中間期中平均
国内業務部門	21.21	21.16	22.80	22.47
国際業務部門	3,319.86	4,300.95	3,351.91	3,922.08
合計	26.28	26.36	27.80	27.65

預証率

預金残高(譲渡性預金を含む)に対する有価証券残高の比率のことで、預金が有価証券運用に向けられる割合であり、預貸率とともに資金ポジションを示す経営指標の一つであります。

■利鞘

(単位：%)

	平成18年9月期			平成19年9月期		
	国内業務部門	国際業務部門	合計	国内業務部門	国際業務部門	合計
資金運用利回り	1.86	3.24	2.06	2.05	3.19	2.21
資金調達原価	1.72	2.34	1.86	1.84	2.25	1.95
総資金利鞘	0.14	0.90	0.20	0.21	0.94	0.26

■1店舗および従業員1人当たり預金・貸出金

(単位：百万円)

	平成18年9月期			平成19年9月期		
	国内店	海外店	合計	国内店	海外店	合計
1店舗当たり預金	10,250	—	10,250	10,187	—	10,187
1店舗当たり貸出金	7,219	—	7,219	6,896	—	6,896
従業員1人当たり預金	982	—	982	950	—	950
従業員1人当たり貸出金	691	—	691	643	—	643

(注) 従業員1人当たり預金及び従業員1人当たり貸出金は期中平均人員(出向者と嘱託を除く)にて算出しております。

業務の状況：各種経営指標

■単体自己資本比率（国内基準）

（参考）

自己資本比率は、平成19年3月31日から、銀行法第14条の2の規定に基づき、銀行がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準（平成18年金融庁告示第19号。以下、「告示」という。）に定められた算式に基づき、算出しております。なお、平成18年9月30日は銀行法第14条の2の規定に基づき自己資本比率の基準を定める件（平成5年大蔵省告示第55号。以下、「旧告示」という。）に定められた算式に基づき、算出しております。

なお、当行は、国内基準を適用のうえ、信用リスク・アセットの算出においては標準的手法を採用しております。

（単位：百万円）

		平成18年9月期	平成19年9月期
基本的項目 (Tier1)	資本金	7,485	7,485
	うち非累積的永久優先株	—	—
	新株式申込証拠金	—	—
	資本準備金	5,875	5,875
	その他資本剰余金	—	—
	利益準備金	1,609	1,609
	その他利益剰余金	5,942	6,897
	その他	—	—
	自己株式(△)	△40	△54
	自己株式申込証拠金	—	—
	社外流出予定額(△)	—	△189
	その他有価証券の評価差損(△)	—	—
	新株予約権	—	—
	営業権相当額(△)	—	—
	のれん相当額(△)	—	—
	企業結合により計上される無形固定資産相当額(△)	—	—
	証券化取引に伴い増加した自己資本相当額(△)	—	—
	繰延税金資産の控除前の(基本的項目)計(上記各項目の合計額)	20,872	21,623
	繰延税金資産の控除金額(△)	—	—
計 (A)	20,872	21,623	
補完的項目 (Tier2)	うちステップ・アップ金利条項付の優先出資証券(注1)	—	—
	土地の再評価額と再評価の直前の帳簿価額の差額の45%相当額	1,316	1,312
	一般貸倒引当金	2,025	1,544
	負債性資本調達手段等	4,120	7,560
	うち永久劣後債務(注2)	—	—
	うち期限付劣後債務及び期限付優先株(注3)	4,120	7,560
計	7,461	10,416	
うち自己資本への算入額 (B)	7,456	10,416	
控除項目 (C)	—	—	
自己資本額 (D)	28,328	32,039	
リスク・アセット等	資産(オン・バランス)項目	319,167	280,961
	オフ・バランス取引等項目	4,099	4,804
	信用リスク・アセットの額 (E)	—	285,765
	オペレーショナル・リスク相当額に係る額((G)/8%) (F)	—	27,830
	(参考) オペレーショナル・リスク相当額 (G)	—	2,226
	計(E)+(F)(注5) (H)	323,266	313,596
単体自己資本比率(国内基準)=D/H×100(%)	8.76	10.21	
(参考) Tier1比率=A/H×100(%)	—	6.89	

(注) 1. 告示第40条第2項（旧告示第30条第2項）に掲げるもの、すなわち、ステップ・アップ金利等の特約を付すなど償還を行う蓋然性を有する株式等（海外特別目的会社の発行する優先出資証券を含む。）であります。

2. 告示第41条第1項第3号（旧告示第31条第1項第3号）に掲げる負債性資本調達手段で次に掲げる性質のすべてを有するものであります。

- (1) 無担保で、かつ、他の債務に劣後する払込済のものであること
- (2) 一定の場合を除き、償還されないものであること
- (3) 業務を継続しながら損失の補てんに充当されるものであること
- (4) 利払い義務の延期が認められるものであること

3. 告示第41条第1項第4号及び第5号（旧告示第31条第1項第4号及び第5号）に掲げるものであります。ただし、期限付劣後債務は契約時における償還期間が5年を超えるものに限られております。

4. 告示第43条第1項第1号から第5号（旧告示第32条第1項）に掲げるものであり、他の金融機関の資本調達手段の意図的な保有相当額が含まれております。

5. 平成18年9月30日の金額は、「資産（オン・バランス）項目」と「オフ・バランス取引等項目」を合算したものを記載しております。